

AKRISON

サプライヤー サステナビリティガイドライン

第1版

2024年9月

曙ブレーキ工業株式会社

目次

1. はじめに	1
2. サステナビリティへの取り組みの共有	2
3. サプライヤーサステナビリティガイドライン	2
1) 安全・安心の製品・サービスの提供	2
(1) 安全	
(2) 品質	
2) コンプライアンスの順守	2
(1) 法令および社会的規範の順守	
(2) 機密情報の管理・保護	
(3) 知的財産の保護	
(4) 各競争法の順守	
(5) 輸出取引管理	
(6) 腐敗防止	
(7) 適正な会計	
3) 人権尊重と労働条件	3
(1) 差別の禁止・多様性と尊重性	
(2) ハラスメント	
(3) 児童労働	
(4) 移民労働・強制労働	
(5) 賃金	
(6) 労働時間	
(7) 結社の自由	
(8) 安全・健康な労働環境	
(9) 土地の権利と強制退去	
4) 環境の保全	5
(1) 環境マネジメントシステム	
(2) 温室効果ガス (GHG: Greenhouse Gas) の排出削減	
(3) 大気・水・土壌等の環境保全	
(4) 循環型社会・システム構築への貢献	
(5) 化学物質の管理	
(6) 自然共生型社会の構築	
5) 責任ある資源・原材料調達	6
6) 地域との共創共生	6
(1) 地域への貢献	
(2) ステークホルダーへの情報開示	
4. 参考資料	7

1. はじめに

曙ブレーキグループは、企業理念「曙の理念」を、「私達は、『摩擦と振動、その制御と解析』により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定めています。この「曙の理念」のもと、モノづくりを通じた新たな価値の創出と、企業価値のさらなる向上を目指すとともに、重要保安部品メーカーとして、お取引先の皆様を含めたすべてのステークホルダーの皆様と、健全で良好な関係を維持・促進し、持続可能な成長、発展を遂げていくことが重要だと考えています。

これらの考えに基づき、当社グループは、サステナビリティ方針を「曙ブレーキグループは、サステナビリティを経営の基軸と位置づけ、「曙の理念」のもと、持続可能な社会の発展に貢献していきます。」と決めました。

さらに、サステナビリティと企業価値向上の観点から、ESG 課題におけるマテリアリティ(重要課題)を「安全・安心な製品・サービスの提供」「誰もが活躍できる会社の実現と社会への貢献」「地球温暖化防止への貢献と環境負荷低減の推進」と特定し、具体的取り組みの指針としています。

これらの実現のためには、重要なパートナーであるお取引先の皆様と考え方を共有し、サプライチェーン全体で取り組んでいくことが必要不可欠であると考えています。そのため、お取引先の皆様と協力して取り組んでいく重要項目を「サプライヤーサステナビリティガイドライン」(以下、本ガイドライン)として明示いたしました。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、実践することにより、持続可能な社会の発展への貢献に向けたサプライチェーン全体での取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。

2. サステナビリティへの取り組みの共有

曙ブレーキグループは、サステナビリティ方針のもと、以下の項目に取り組んでまいります。お取引先の皆様におかれましても、以下の項目につきまして、社内体制を構築し、適切な運用を通じて、継続的に改善しながら取り組んでいただくことをお願いいたします。また、皆様のお取引先様に対しても、本ガイドラインの展開・啓発活動を通じ、以下の項目への取り組みの浸透・普及に努めていただきたいと思います。

3. サプライヤーサステナビリティガイドライン

1) 安全・安心な製品・サービスの提供

安全・人権が確保された職場環境での生産活動と、地球環境やお客様の安全に配慮した製品・サービスの提供を継続することを目指す。

(1) 安全

安全教育や生産改善活動を通じた組織と個人双方への働きかけにより、安全な職場及び職場環境づくりを実現・継続する。

(2) 品質

品質マネジメントシステムの継続的改善を通じて、全ての製品・サービスの利用における安全を確保した製品・サービスを提供する。

当社グループの品質保証に対する基本的な考え方を理解し、品質要求を厳守して、常に安定した品質の製品を提供する。

※当社の品質要求は、「[お取引先のための品質管理基準と諸手続き\(SUPPLIER QUALITY ASSURANCE MANUAL\)](#)」を参照ください。

2) コンプライアンスの順守

(1) 法令及び社会的規範の遵守

各国・各地域の法令や社会的規範、社内規定等の精神を遵守する、コンプライアンス意識向上のために、方針や体制、行動指針、通報制度、教育などの仕組みを整備し、実行する。

(2) 機密情報の管理・保護

営業秘密等の自社の機密情報を厳重に管理し、その利用を適切に行う。

他社の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手するとともに、利用範囲その他の条件を確認し、その範囲内においてのみ使用し、機密を保持し他社の権利を侵害しない。

従業員やお客様、お取引先様等に関する個人情報、全て正当な方法によってのみ入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

(3) 知的財産の保護

当社が保有あるいは当社に帰属する知的財産権などが第三者に侵害されないよう保護し、注意を払う。

第三者の特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェア・書籍の不正コピー等の権利侵害を一切行わない。

(4) 各競争法の遵守

私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等、各国の競争法に違反する行為を行わない。

(5) 輸出取引管理

輸出取引管理に関する法令や経済制裁を受けている国や事業体、人、お取引先様との関係を禁止または制限する法律に従い、輸出する製品・技術等について、規制品目かどうかを確認した上で、該非判定書を作成・提供・保管するなどの管理を徹底する。

(6) 腐敗防止

各国の法律に従って、政治・行政その他公務員等との透明かつ公正な関係づくりに努める。

不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

(7) 適正な会計

簿外取引や架空取引、その他の虚偽の取引またはその誤解を与えるような取引を行わず、すべての取引及び資産の処分について、合理的に詳細であり、正確かつ公正に反映した会計記録(帳票や帳簿等)を作成し、保持する。

3) 人権・労働

世界人権宣言をはじめとする国際規範に学び、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、これに基づき人権尊重の取り組みを進める。

人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンス(人権への負の影響を特定、予防軽減するために実施されるプロセス)の仕組みの構築に努め、これを継続的に実施する。

人権尊重の取り組みについて、進捗確認と情報開示を定期的を実施するため責任者を決めて管理に努める。

国内及び各地域で設置されている相談窓口を拡充し、実効性のある救済メカニズムの整備を進める。

(1) 差別の禁止、多様性と尊重性

ダイバーシティ推進に経営上の重要なテーマの一つとして取り組み、常に健全な職場環境を維持することに努め、従業員の人権を尊重し、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、趣味、学歴等に基づく非合理的あらゆる差別につながる行為は一切行わず認めない。

(2) ハラスメント

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、同調圧力等あらゆる形態のハラスメントや個人の尊厳を傷つける行為を認めない。

業績を妨たり尊厳を傷つける、または脅迫的、敵対的もしくは不快な就業環境を生み出すような、従業員に対して行われる言語、視覚、身体による行為はハラスメントとみなされる。

いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告や調査を行う。

また、従業員が、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、ハラスメントのいかなる事例も報告できるようにする。

(3) 児童労働

児童労働を決して認めない。教育機会を奪い、その発達を阻害するような早い年齢から仕事をさせることをしない。

就労可能年齢は、各国該当法令等による就労最低年齢または義務教育終了年齢のいずれか厳しい基準のものとする。

各国該当法令等による年齢に達しない場合は、危険有害業務に従事させない。

職業訓練や見習いについては、各国該当法令等が認めている範囲のみで就労可能とする。

(4) 移民労働・強制労働

すべての労働は自発的であること、かつ従業員が自由に離職できることを確実に保証する。

雇用の条件として、パスポート・公的な身分証明書または労働許可証の引渡しを従業員に要求しない。採用手数料など、国際規範上で不当とみなされる費用を本人に負担させない。

(5) 賃金

最低賃金・超過勤務・賃金控除・出来高賃金等について、各国・各地域の法令を守り運用し、適時明確に従業員へ伝える。すべての従業員に十分な情報を提供し、正確な賃金明細を提供する。

(6) 労働時間

従業員の労働時間、休日、年次有給休暇等について、各国・各地域の法令を守る。

(7) 結社の自由

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令等に基づいて認める。

従業員が経営層へ、報復や脅迫、嫌がらせをおそれずに、オープンで直接的なコミュニケーションがとれる権利を保証する。

(8) 安全・健康な労働環境

業務上の安全・衛生に関する法令を守り、職場における従業員の安全と健康を確認し、快適な職場環境づくりに努める。

(9) 土地の権利と強制退去

土地、森林及び水域の利権獲得と維持、開発またはその他の利用において、その剥奪や強制退去を回避する。

4) 環境の保全

(1) 環境マネジメントシステム

人類と地球の持続可能な共生を目指し、継続的な改善を行う環境マネジメントシステムを確立し、各国・各地域の環境関係法令を遵守するとともに、環境パフォーマンスの最大化に取り組む。

(2) 温室効果ガス(GHG^{※1})の排出削減

ライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の把握及びエネルギー効率向上、エネルギー有効活用、再生可能エネルギー導入等、温室効果ガス(GHG)排出量削減推進に取り組む。

カーボンニュートラルを目指し、排出量の把握、課題工程・課題材料等の実態把握に努め、お取引先様と協力し合い、省エネ・設備改善・材料置換・再生可能エネルギー導入等、あらゆる削減方策を立案し、脱炭素化を推進する。

※1 Greenhouse Gas の略

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)などが挙げられる。

【当社グループの取り組み】

- ・ 2030 年度: CO₂ 総排出量、2013 年度比 50%以上の低減を目指していきます。
- ・ 2050 年度: カーボンニュートラル達成を目指していきます。

(3) 大気・水・土壌等の環境保全

大気、水、土壌等の環境保全に関する各国・各地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視

と汚染物質の削減を行い、大気汚染物質の排出削減と法令遵守、排水中の有害物削減と水質基準の法令遵守、水使用量削減、大気への排出及び排水の管理等の環境保全への配慮を行う。

(4) 循環型社会・システム構築への貢献

循環型社会の実現に向けて、リサイクルによる資源の有効活用や再生材の活用、素材・部品等の再利用、廃棄物削減を推進する。

要請があれば、再生材の使用実績を報告する。

(5) 化学物質の管理

各国・各地域の関連法令を遵守し、化学物質を管理(廃止、削減等)するとともに製品及び製造工程等において禁止された物質を使用しない。また法令に基づき行政へ適切に報告する。

(6) 自然共生型社会の構築

生物の多様性が企業活動の存続の前提であるとの認識に基づき、人と自然が共生する持続可能な社会の実現に取り組む。森林破壊を抑制し、人と自然が共生する土地利用をサプライチェーン全体で推進する。

5) 責任ある資源・原材料調達

責任ある調達(紛争鉱物対応)のために、業界標準に則った調査への協力要請と、人権侵害(人権デューデリジェンス)や環境破壊等のリスク及び不正に関わる鉱物を使用しないための協力要請をお取引先様へ展開する。

6) 地域との共創共生

(1) 地域への貢献

地域の皆様への日頃の感謝とともに、事業への理解を深めていただくために、積極的に地域社会への貢献活動を推進する。

(2) ステークホルダーへの情報の開示

ステークホルダーの皆様との相互理解や信頼関係を築くために、適時適切な情報開示を行う。

4. 参考資料

曙ブレーキグループの理念・方針・ガイドライン

- 企業理念「曙の理念」
<https://www.akebono-brake.com/corporate/philosophy/index.html>
- サステナビリティ方針
https://www.akebono-brake.com/csr_environment/csr/index.html
- 人権方針
https://www.akebono-brake.com/csr_environment/csr/humanrights.html
- 環境基本理念・環境基本方針
https://www.akebono-brake.com/csr_environment/environment/vision/index.html
- 調達基本方針
https://www.akebono-brake.com/product_technology/suppliers/basic.html
- 調達適正取引推進ガイドライン
https://www.akebono-brake.com/product_technology/suppliers/guideline.html
- グリーン調達ガイドライン
https://www.akebono-brake.com/product_technology/suppliers/green.html